

令和8年度 こども・子育て支援施策 の取組みの方向性

(保育こども園課)

学童保育所保育料等支援事業費補助金の交付対象範囲を拡大

（事業内容）

学童学童保育所を利用している児童のうち、下記に該当する場合、学童保育所保育料等を補助。

- ①要保護(生活保護を受けている)世帯の児童
・補助金額 支払済保育料全額(上限1万円)／月
- ②準要保護(就学援助を受けている)世帯の児童
・補助金額 支払済保育料の全額(上限7千円)／月
- ③兄弟同時入所かつ保護者の市民税所得割課税額が一定額未満の世帯の児童
・補助金額
(第2子) 支払済保育料の1/2額(上限5千円)／月
(第3子) 支払済保育料の全額(上限1万円)／月

拡充内容

左記要件②準要保護(就学援助を受けている)世帯について、就学援助対象範囲の見直しに合わせて学童保育所保育料の補助対象範囲を拡大。

（就学援助対象範囲の見直し内容）

【現行】

- ・児童生徒と同居する直系家族全員の収入が認定基準以内



【見直し後】

- ・児童生徒と同居する直系家族全員の収入が認定基準以内
- ・児童扶養手当 全額受給世帯
- ・住民税非課税世帯



new

全ての子育て家庭に対して支援を強化することを目的とした新たな給付制度（全国一斉開始）

こども[★]誰[★]でも 通園制度

国の施策として令和8年4月から全国一斉開始となる新たな通所給付。



対象者

- ・ 保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用可能時間

- ・ 月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

利用者負担額

- ・ 1時間あたり300円程度を想定（実施事業者が設定）

給付費単価（公定価格／一人1時間当たり）

- ・【基本分単価】
0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円
- ・【加算分】
障害児加算、医療的ケア児加算、要支援児加算について充実を図るとともに、初回対応や家庭支援に係る加算について新設

※給付費の費用負担割合：国6/8、県1/8、市1/8

